

市民あま水条例の制定

市川市 代表 千葉光行

なぜ？「市民あま水条例」なのか

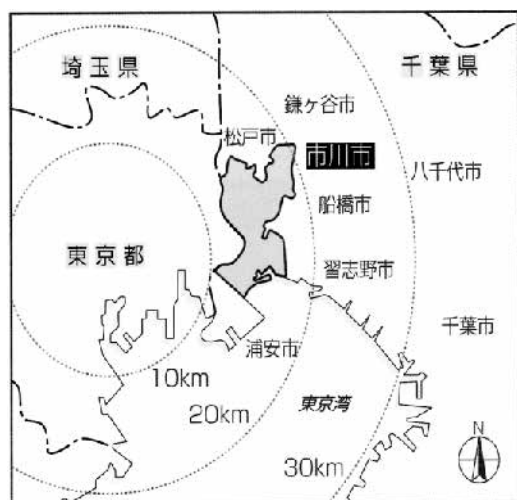
通称“市民あま水条例”「市川市宅地における雨水の地下への浸透及び有効利用の推進に関する条例」は、平成17年2月議会に全会一致で可決成立し、同年7月1日施行となりました。

この条例は、市民と行政との協働により、雨水を地下へ浸透させ、また、一時的に貯留し貴重な水資源を保全、有効利用することで都市環境における水循環への係わりを深め、自然との共生により豊かなまちを築こうとすることを目的としています。

「都市に居住する市民は、自分の土地に降った雨水は極力、自分の土地の中で貯留浸透させ垂れ流しにしないことが、都市に住む上でのひとつのマナーではないか」というメッセージをこめて条例の通称に「市民」の2文字を冠しました。

地 勢

市川市は、千葉県の北西部。江戸川を隔てて東京都と隣接し、都心から20km圏内に位置しています。



地形は、北部から南部に向かって、やや傾斜し、北部は標高20m程の関東ローム台地であり、南部

は標高0～5m程の沖積低地を形成しています。

主要な河川は、江戸川のほか、江戸川と東京湾との二つの流末を持ち、北部台地と南部低地を分ける一級河川真間川が横断しています。その流域は、下総台地の西端部を水源とする一級河川国分川と大柏川を支川に持ち、隣接する松戸市、鎌ヶ谷市、船橋市域に及んでいます。



市川市の人口は約46万6千人、市域面積56.39km²です。

条例制定の背景

市川市では、昭和40年代からの急激な都市化の進展に伴い、地表が屋根やアスファルト舗装などに覆われ、雨水が地下へ浸透しにくくなったことから、良好な水循環が阻害され、地下水の減少により、かつては200箇所以上確認できた湧水も最近の調査では34箇所までに激減し、河川の水源不足

による水質の悪化、保水効果の減少が原因とされるヒートアイランド現象などが起こるようになりました。また、豪雨時には短時間に雨水が低地に集中する都市型水害が頻発するようになりました。

その最中、昭和50年代に入ってから、総合的な治水対策として河川改修などの基盤整備とともに、流域対策として着目された雨水浸透施設は、多くの自治体でも宅地開発時の指導や助成金制度によりその普及が図られてきましたが、大規模開発以外の一般住宅では、助成金制度という任意制度であったため、普及の進まないのが実情でした。

そこで、雨水浸透施設を計画的に設置しやすく費用も軽微で済む一般住宅の建築時に確実に指導する手段として、制度の条例化を検討するに至りました。

条例化の必要性

浸透施設の設置が進んでいる他市では、市の建築審査窓口や下水道の接続申請時を捉えて要綱等による行政指導することで高い設置率を挙げており、実効性のあることがうかがえました。

しかしながら、平成11年には建築確認検査制度が民間に開放され、建築確認の大半が複数の民間機関に申請されるようになったことから、他市がこれ

まで行ってきた窓口での指導は困難となりました。

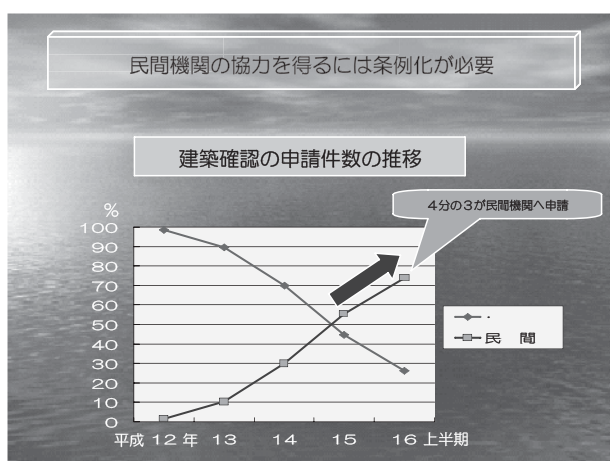
また、平成12年の地方分権一括法の施行による地方自治法の改正により「住民に義務を課し、又は権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除いて、条例によらなければならない（地方自治法第14条第2項）」とされ、制度の確実な執行、民間機関への協力依頼の前提として条例の制定が是非とも必要となってきました。

条例の内容と主な取り組み

この条例では、設置する雨水貯留浸透施設と市および市民の責務を定義し、施設設置の推進を位置づけています。

(1) 市の責務と関連事業

「市は、宅地における雨水の地下への浸透及び有効利用を推進する施策を策定し、及び実施する責務を有する」および「市民の理解を深めるための



市民あま水条例の制定

市川市 代表 千葉光行

啓発活動を行うものとする」と定義づけ、既存建築物に浸透施設を設置する場合や小型貯留槽を設置する（新築も可）場合については助成金制度を継続します。また、公共施設への雨水貯留浸透施設の設置も積極的に進めていきます。

また、地区を指定し、市が集中的に雨水浸透施設を設置して効果をアピールするモデル事業を実施しています。

(2) 市民の責務と雨水排水計画の届出制

「市民は、市が実施する宅地における雨水の地下への浸透及び有効利用を推進する施策に協力する責務を有する」と定義づけ、技術基準で定めた浸透適地内での建物を建築（新築・増築等）する際には、雨水排水計画の届出を義務づけ、技術基準に適合する浸透施設を市民の負担で設置するものとなりました。また、工事が完了したときは完了届の提出を義務づけ、検査に合格した場合には適合証を交付するものとなりました。

(3) 技術基準

地質調査や浸透実験の結果により、十分な浸透効果が期待できる区域（市域面積の約4割、戸数で約2割）を浸透適地に指定し、浸透施設の設置を指導する区域と任意で設置をお願いする区域とに区分しました。

設置基準は、建築面積38㎡までごとに標準的な

浸透桝（内径35cm、深さ60cm）を1基設置するものとなりました。

この施設量は時間10mmの浸透能力を有し、屋根に降った年間降雨量の約90%を地下へ浸透させることができる規模となります。

モニタリングの実施

市民の理解を深め、更に後続事業等の計画へ反映させるため、条例やモデル事業によって設置された浸透施設について、効果を検証するためのモニタリングを継続的に実施しています。



今後の課題

平成17年7月1日施行より18年3月31日現在で395件（浸透桝970基）の届出があり、完了届けも提出され始めています。

まだ、施行間もないこともあり、未届も少なくないことから、民間審査機関から送られてくる建築計画概要書と照合し、未届物件については戸別に指導している状況です。

本条例において浸透適地内の適用建築については、届出を義務としているので、全件届出となるよう周知活動を続けてまいります。

おわりに

雨水貯留浸透施設は、当初、都市域の洪水対策として普及が図られてきましたが、近年では全世界規模で環境保全の観点より、その水循環の再生に対する効果が見直されています。

みどりを守り育てるとともに、貴重な水資源を保全することは、自然と共生し循環型のしくみを構築するうえでの重要な要素であり、次世代へ引き継ぐ貴重な資源となります。

今後、より一層の普及に努めてまいります。

また、今回、本条例が地方自治体の制度として第8回日本水大賞奨励賞を受賞したことは、単なる政策としてだけでなく、市民と行政との協働による水循環系への取り組みとして評価をいただいたと認識をあらたにしています。今後の取り組みへの一層の励みとしたいと思います。

あま水条例URL

<http://www.city.ichikawa.chiba.jp/net/mizumido/kasen.html>